

様式 8

論文内容要旨

報告番号	甲 先 第 380 号	氏 名	鈴江 和好
学位論文題目	津波防災としての事前住居移転に関する研究		

内容要旨

2011年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、日本の津波対策が大きく見直された。これまでのL1クラスの津波を想定したハード整備を中心とするものから、L2クラスの津波を想定したハード・ソフト施策の適切な組み合わせへと変化してきた。2011年12月に津波防災地域づくりに関する法律が成立し、津波災害警戒区域の設定や防災意識啓発などのソフト的な取組も進められてきている。これら取組の中で、津波浸水想定区域に住まわせない津波浸水想定区域外への住居移転は、有効な対策の一つである。そこで、本研究では、この住居移転について阿南市をケーススタディとして、アンケート調査を実施し、その結果をもとに住居移転の可能性について考察する。

まず、住居移転等に関する法制度等の状況については、東日本大震災後に施行された法律等で設けられた津波災害警戒区域や推進計画の作成などの新たな制度が、地方公共団体等で十分に活用できていない状況である。

また、阿南市の人口や地価の変化については、東日本大震災を契機に津波被害の危険性が、人口減少の要因の一つとなっている可能性はあるが、地価変化に影響を与えていた可能性は低いと考える。

次に、アンケート結果から、住居移転の希望は、想定津波浸水深に比例して増加するが、経済的な理由等で住居移転につながっていない。住居移転の形態では、集団移転が少なく、移転のしやすい個人移転の希望が多い。

そこで、集団移転の課題を探るために、GISによる集団移転候補地の選定や概算費用の算定を試みた結果、移転候補地となるような地域、すなわち、洪水浸水想定区域等に指定されていない安全で、都市計画法等の法規制の緩やかな地域は限定されたことがわかった。

続いて、集団移転の前提条件となる災害危険区域候補地の選定については「想定津波浸水深」「避難困難地域」「人口密度」の3つのパラメーターを導入し、これらの基準値を変化させることでGISによる地域の絞込ができる、災害危険区域の候補地の選定が可能であることが示せた。

さらに、国や地方公共団体の施策による住居移転の可能性について推計した。経済的理由で移転しない住民が多いことから、土地取得費や建築費の補助を実施した場合の補助率と住居移転率の関係をロジットモデル等で分析した。この結果、補助率100%では、最大人口約7,300人、2,800世帯の移転可能性があると推計された。このことから、住居移転施策として、土地取得費や建築費用の経済的支援は重要であることが示せた。

以上より、事前住居移転の推進には、国の負担率が補助金と地方財政措置で約94%もある「防災集団移転促進事業」を活用する等、地域に合った補助制度の創設と都市計画法等の規制緩和が必要である。